

## 管轄の拡大についての主な論点

(参照条文)

行政事件訴訟法第 12 条

(管轄)

第十二条 行政庁を被告とする取消訴訟は、その行政庁の所在地の裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は裁決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

### 1 被告適格を行政庁から国又は公共団体と改めた場合の措置

取消訴訟の被告適格を行政庁から国又は公共団体と改める場合に、現行の管轄の範囲を維持するとすると、どのように規定すべきか。

(1) 取消訴訟の管轄について基本的には民事訴訟の例による（行政事件訴訟法第 7 条）こととした上で、民事訴訟法第 4 条に定める裁判所（被告の普通裁判籍を管轄する裁判所）のほか、当該処分又は裁決をした行政庁の所在地の裁判所にも提起することができることを定める方法

(2) 民事訴訟の例によらず、当該処分又は裁決をした行政庁の所在地の裁判所に提起するものとする方法

### 2 土地管轄を拡大する範囲

土地管轄を拡大する範囲をどのようにすべきか。以下のような考え方はどうか

(1) 原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができることとする考え方

(2) 原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができることとする考え方

### 3 被告を問わず一律に管轄を拡大すべきか

1 の(1)又は(2)のいずれかの考え方を採る場合に、被告を問わずに一律に管轄

を拡大することで不都合はないか。

例えば、被告が地方公共団体の場合はどうか。さらに、原告が全国に支店を有し被告の地方公共団体とは異なるところに本店を有する企業であるような場合はどうか。

また、独立行政法人、地方公社など必ずしも全国に拠点を有しない行政主体が被告となる場合にはどうか。

#### 4 移送の規定の要否

管轄を拡大することに伴って、民事訴訟とは異なる移送の規定を設ける必要があるか。

#### 5 管轄を拡大すべきでない類型の事件はないか

管轄を拡大することが相当でない類型の事件はないか。例えば、中央労働委員会の救済命令取消訴訟など（現行法上、行政事件訴訟法第12条第3項の適用が排除され、全ての事件が東京に集中している。）についてはどうか。